

東京芸術大学附属図書館蔵『謡本故実』推敲稿(一)

樹下文隆

東京芸術大学附属図書館蔵『謡本故実』(所蔵機関による現在の書名。『国書総目録』及び昭和62年発行『東京芸術大学創立100周年記念貴重図書展解題目録』には「謡本古実」と記載。以下、『故実』と称す)は、版本『謡曲拾葉抄』(以下、版本と称す)の草稿であると目されている。『故実』は、独特の筆致が首尾一貫した片面十一行で体裁の整った稿本であり、時折朱書訂正及び墨書書込がある他、随所に付箋による追補・訂正があり、本文中に朱で○や△を付して付箋の挿入箇所を示している。それらのだいたいが版本に反映されていることは確認されているが、全体を通じた検証はいまだなされていない。また、付箋の幾つかが本来あるべき所から剥がれて別の箇所に誤って貼付されるなどして、付箋の所在が明らかでない箇所もある。『故実』で墨滅した箇所が版本には存在しない点、訓点や振仮名が管見の限りのどの版本より詳細である点などから、『故実』が版本の写しでないことは

明らかである。本稿は、付箋の内容と状況を記し、朱書や行間の墨書による書込を可能な限り指摘し、草稿段階で加えられた推敲の内容を確認しようとするものである。

版本『謡曲拾葉抄』は、伝存する諸本の奥付刊記が複数存在し、明和九年以降に版木が複数の書肆を経由したものとと思われるが、版面の状態、特に字の欠落破損部の一致から判断するに、明治版序文以外すべて同一の版面であると断定しうる。ただし、入木などの有無は確認していない。

『故実』の収録曲と丁数は以下の通り。曲名は外題により、丁数の「半」は裏見返しに本文のあることを示す。

第一冊、景清・鸚鵡小町・老松・實盛・玉葛、五九丁半

第二冊、楊貴妃・千手・角田川・奈風・當麻、六六丁

第三冊、夕顔・東岸居士・放下僧・芭蕉・卒都婆小町、六六

丁半

第四冊、天鼓・花筐・舟橋・江口・柏崎・大會、七一丁半

- 第五冊、定家・養老・紅葉狩・蟻通・右近、五一丁
 第六冊、佛原・鶉飼・白鬚・盛久・杜若、六六丁
 第七冊、大原御幸・鶴・志賀・阿漕・姨捨、五四丁
 第八冊、葵の上・うねめ・鉄輪・難波・兼平、六六丁
 第九冊、桜川・八嶋・木曾願書・蟬丸・龍田、六六丁半
 第十冊、不二太鼓・檜垣・山姥・源氏供養・自然居士、六七丁

第十一冊、熊野・班女・羽衣・鉢の木・竹生嶋、五九丁

第十二冊、頼政・熊坂・井筒・通小町・融、六八丁

第十三冊、忠則・野々みや・殺生石・かんたん・玉の井、六

二丁

第十四冊、半菰・遊行柳・海人・鞍馬天狗・善知鳥、六〇丁

第十五冊、百萬・朝顔・弓八幡・葛城・(小塩)・くれは、

六七丁半

本稿では、『故実』の付箋や削除・訂正に該当する箇所を、版本に付された曲ごとの丁数で示した上で、版本の内容を記した。次に、『故実』の付箋や削除・訂正について記述した。版本に付された区切り点は句点を用い、漢字の旧字体は新字体に統一したが、異体字はそのままとした。仮名は本文を平仮名、振仮名を片仮名とする版本の原則に従った。合字は、通行の仮名に戻し、「*とも」「*コト」のように、合字で

あることがわかるようにした。細字は7ポ右寄せとしたが、「云々」や「矣」は9ポとした。濁点は版本で確認できなくとも『故実』で確認できる限りを付した。『故実』で版本と異なる箇所については、濁点の有無以外を括弧内に示した。また、謡曲曲名はゴチック体で示した。翻刻者の判断で文意の切れ目を適宜半字分の空白で示した。以下、標題の曲名は版本の内題による。

なお、『故実』には付箋と朱書訂正の他、墨書書込の可能性がある和歌出典注記、振仮名や訓点等、また白滅による本文訂正もある。朱書と行間に存する墨書書込については指摘したが、白滅訂正及び墨色の異なる和歌出典注記、振仮名や訓点等については考慮しなかった。

『故実』の確認には、新日本古典籍データベース掲載のカラー写真を用いた。版本は、古典芸能研究センター伊藤正義文庫蔵本(明和九年壬辰首夏、錢屋七良兵衛・鍵屋源兵衛・吉文字屋市兵衛)及び架蔵本に拠り、必要に応じて新日本古典籍データベース及び早稲田大学古典籍総合データベース掲載の写真を参照した。また、活字刊行物(明治42年及び43年改訂版の国文学註釈全書本、明治45年謡曲叢書本)はいずれも版本の字の改変が甚だしく、振仮名のほとんどを省略しているため、本稿では扱わない。

謡曲拾葉抄 版本第一冊

高砂 『故実』なし。

老松 『故実』第一冊ノ三。

2才7行目 ▲抑是は都の西梅津の何某とは我事なり

『故実』 「何某とは」の「は」、朱書挿入。

2ウ3行目 大井川行幸和歌の序貫之月のかつらのこなた

春の梅津より御舟よそひてわたし守をめしてと云々

『故実』○印有。付箋。ただし、「細川玄旨聞書云躬恒大井

川の序云」を抹消して「大井川行幸和歌の序貫之」と

訂正。

4才7行目 欲^ス奉^{ント}葬^リ三笠郡四堂^ノ辺^ニ

『故実』 「葬^リ」朱書挿入。

5ウ10行目 当社天満宮は両部習合たるゆへに宮寺と云也。

『故実』 「合」朱書挿入。

7ウ3行目 見物のためまかりける。

『故実』 「の」朱書挿入。

11才6行目 詠歌本紀云 金刺^{カササシ}宮^ノ御宇^ノ天皇治^レ世^ヲ而大政

不^ス下^ラ先皇^ニ兆民悦^フ之^ヲ祝^セ世^ヲ而時^ノ人謡^フ之^ヲ矣

『故実』○印有。付箋。

11ウ8行目 古今実枝抄云 苔のむすまてとは年の重なるを

云也

万^ノ水隠^レの井せきのいはほ苔^ム重^テ幾^ク世^カへにし玉の井

の河

されはむすとは重なるを云也。又繁^{タシ}義^キ也 茂の字也。

此歌は延喜^ノ御門の春宮^{トウツク}の御時 寛平七年正月に人々を

召^メて歌よませ給ひけるに読^ヨる也云々

『故実』○印有。付箋。但し、前丁裏に貼付。

12才5行目 古今風躰抄序云^{俊成作} 君も見そなはさん事は

むねとは松と竹との年をいひ 鶴と亀との齡なとをこ

そひくへけれと云々

内侍所千首。あふき見る君にはあかし鶴亀に松くれ竹のよ

をそふるとも^{日野大納言}

『故実』△印有。付箋。

13才10行目 \ 梅花へにの色にもにたる哉あこか貞にもつ

けてたべかし

『故実』 「の」朱書挿入。

右近 『故実』第五冊ノ五。

4才7行目 ▲初花車めくる日のなかえや北につくらん

『故実』墨書書込。

4才8行目 秋は日輪南をめぐり給ふゆへに日みじかく。

は北をめくり給ふ故に日永し。依て春の日のなかえや北につぐくとはいへり。北野の花見なれば。北につぐくとのこと葉。殊更おもしろし。

『故実』○印有。付箋。

7ウ6行目 美景によりて花心

『故実』「に」朱書挿入。

10才1行目 又云後撰詞書はみこしをかにてとあるへきを。

『故実』「書」朱書挿入。

12ウ10行目 和歌秘決云 雲の梯と云事はよしの峯より

泊瀬の溪のある所へ雲の梯をかけて天人来て泊瀬の観

音を供養せしより起たる事也云々

『故実』印なし。付箋。

白鬚 『故実』第六冊ノ三。

6ウ5行目 ▲漫々とある大海の上に一切衆生悉有仏性

『故実』「有」朱書挿入。

7ウ4行目 雲玉集 右を下に枕を北にさためすはそなたにむき

て月をまたまし

『故実』○印有。付箋。

10ウ1行目 如来滅後 有_ニ五_リ五百_一云_ニ後五百歳_ト云_ニ第五_一

五百_一也

『故実』「第五」の「五」、朱書挿入。

11ウ6行目 陀羅尼品曰仏告_ニ諸_一羅刹女_一

『故実』「諸」朱書挿入。

玉井 『故実』第十三冊ノ五。

2才10行目 乃以_チ草裏_ヲ見_レ棄_ニ之_一海辺_ニ

『故実』「以」朱書挿入。

7才10行目 海底自有_ニ可怜小汀_一

『故実』「汀」朱書挿入。

11ウ6行目 本文上に記す 釈日本紀云此、満瓊潤瓊、二種

在_ニ何_一処_ニ哉 先師申云元曆、之頃宇佐宮監行、之時本

宮注文 満瓊潤瓊二種在_ニ当宮_一之由注進_ス矣 神代卷垂

加之抄云神宮皇后、時満干之玉是也云云 神社考云旧

伝云皇后勅_ニ磯良_一乞_ニ干珠満珠於竜宮_一竜宮乃献_ニ兩

珠_一皇后於_レ是_ニ以_ニ兩影珠_一発_ニ向_ニ三韓_一時_ニ皇后投_ニ

干珠_一潮忽_ニ為_レ陸_ト三韓_ノ士卒下_レ舟_ト相戦_フ皇后又_ニ投_ニ

満珠_一潮忽_ニ来_ル溺死_ル者不_レ知_レ数_中或説曰干珠満珠_ハ者

納_ニ于紀州日_ノ前宮_一云干珠満珠納_ニ于肥前_ノ国佐嘉_ノ郡

河上_ノ宮_ニ矣 私云按 皇后以_ニ干珠満珠_一三韓退治_ノ之

事日本紀無_レ之 且又彦火々出見尊、之時干満_ノ珠神宮皇

后、時干満、珠共云ニ一物ト未見証文可尋追而

『故実』○印有。付箋末尾には「此次経教本紀新六ノ歌出ヘシ」と記す。元稿を抹消せず。

「元稿」本文上に記す。釈日本紀曰此満瓊涸瓊二種在何処哉先師申云元暦之頃宇佐宮監行之時本宮注文満瓊涸瓊二種在当宮之由注進シ矣ト師時モトキ記云高良者藤大臣連保也ト神号曰高良玉垂命ト以干満兩顆令奉行之故奉号ト号ト玉垂ト矣ト神社考云或説曰干珠満珠者納于紀州日前宮ト一云此兩顆納于肥前国佐嘉郡河上宮ト矣

12才9行目 新六。いにしへのさつけし玉はわたつ海の塩干塩みつ心なりけり為家

『故実』○印有。付箋。

13ウ6行目 筑波問答序云かせ杖にすかりて欄ヲバシマの許モトへ立よりて首を垂て恐れたる様もよに人々しくぞ見えし上下畧なくさめ草云年の齢六十に近からんと見ゆる翁姿の髪カミ鬢ヒゲ白く末二股なるかせ杖にかゝりつゝ庭の灯炉の本に立てふし文畧拝む有

私云かせ杖は鹿の角に似て股あるを云也

『故実』○印有。付箋。

謡曲拾葉抄 版本第二冊

弓矢幡 『故実』第十五冊ノ三。

2ウ7行目 当社の神事数多ある中にも。毎年二月十一月初

卯、日御神楽あり。禁中の御神楽に准して。伶人山井。

多。文。安倍アベ杯ハ(など)是を勤む。惣而祭日に卯の日を用る事は始て神とあらはれ給ふ事卯の年卯の月卯の日なりしによれり。是よりさき菅田の御陵の側に御社を立られしも。欽明帝廿年巳卯の年也。又是より後清和帝貞観元年巳卯の年石清水に勸請あり。然れば卯の日を八幡宮の祭日とし侍る事其理ある事也。石清水及菅田宮などの縁起に卯日を祭日とするは八幡降誕の日なる由を記せるは(大なる)あやまり成(なる)へし

『故実』○印有。付箋。若干の異同あり。なお、この付箋の

下に「□字紅色也」の付箋あり。頼政の「白旗は風袋一文字紅色也」(19才5行目)に該当するか。

4才6行目 藻塩に陪従をゆふすみ人と云也云々

『故実』○印有。付箋。「藻塩」の部分、虫損で判読不可。

4才7行目 又陪従の装束にはしゆろの葉を紋モトに付る也

『故実』「しゆろの」の「の」、朱書挿入。

5ウ10行目 住吉詣源義詮云夏山のしけみかすゑを見渡せば。是なん八幡山鳩の峯なとふしおかみて云々

『故実』印なし。付箋。ただし、元稿を抹消せず。

「元稿」住吉詣、記云八幡山鳩の峯などふし拜て云々

6才2行目。老か身のかゝらん杖の鳩の峯さかゆく道は神

のまに／＼素然

『故実』○印有。付箋。

7才4行目。劍を箱に納むるを社泰平の世のしるしなれ

『故実』「納むるを」の「を」、朱書挿入。

7才8行目。凡八百六十一年にして遂に秦に入也

『故実』「遂に」の「に」、朱書訂正。元は「て」。

7ウ2行目。増韻云双枝者為戟单枝者為戈矣 干者盾也櫓大盾也俗呼盾為牌矣

者盾也櫓大盾也俗呼盾為牌矣

『故実』○印有。付箋。元稿を抹消。

「元稿」同疏曰戈両刃長六尺六寸矣

7ウ4行目。ものゝふのたけき心もやはらくや弓を袋にお

さめしる世は通村

『故実』△印有。付箋。

7ウ8行目。按扶桑東夷国名在東海中以扶桑

為日本異号誤 敷

『故実』印なし。付箋。元稿を抹消。

「元稿」淮南子曰日出于暘谷浴于咸地一弘于扶桑

是謂一晨明一矣

※ただし、版本の「元々集云」（7ウ9行目）は、元稿

では、「東方朔十洲記」（8才6行目）の後に位置し、

「淮南子ノ処へ出スヘシ」の付箋有。

8ウ6行目。或云瑞穂国は稲葉のみづ／＼しく生する国をい

へり云々

『故実』○印有。付箋。

8ウ8行目。四方の国君にとなひく芦原の水穂の国は千世

もみたれじ通茂

『故実』△印有。付箋。

10ウ11行目。蓮台寺は今絶たり。其旧跡小倉山の東二町

許大尾山の峯つゝきに寺址あり。此寺は後冷泉院の勅願

として都督正三位源資通卿是を草創し給ふとなん

『故実』○印有。付箋。元稿を抹消。

「元稿」蓮台寺は本尊は阿弥陀也。来歴未考

11ウ2行目。瑞応図云旗雲瑞雲也

『故実』「瑞雲」の「雲」、朱書挿入。

13才5行目。但古今物名のお(を)か玉の木はすみてとな

ふる也

『故実』○印有。付箋。

15ウ6行目。公事根源云八幡大菩薩と申御名は御託宣に。

得道来不動法性一示二八正道一垂権迹一皆得解

脱^{スル} 苦衆生^{クシュウジヤウ} 故号^{コゴウ} 八幡大菩薩^{ハチマンダイバツサツ} 云々 或云此^{コノ} 託宣
は勝尾寺の開成に告給ふ御託宣也。此^レより以来大菩薩
の号あり。桓武の末にあたると云々

『故実』○印有。付箋。

16ウ3行目 ▲天下一統^{トウ} 説文曰統^ハ紀^{ナリ}也矣 広韻曰惣^{ナリ}

也矣 札記檀弓^ニ註疏云天統地統人統^ハ統者本^{ナリ}也謂^ニ

天地人之本^ニ也矣 公羊伝曰大一統^ニ無^シレ音矣

『故実』○印有。付箋。ただし、「△天下一統^{トウ}」は元稿に墨

書書込。付箋の下部破損により、「檀弓註疏云天統地統

人統」と「大一統無音矣」は確認できず。

難波 『故実』第八冊ノ四。

1ウ9行目 南紀云 紀州牟婁^{ムロ}郡風莫^{フモク}浜

風なきの浜の白波いたつらに爰によりくる見る人なし

に

此^レ歌万葉集第九に長^{ナガ}忌寸意吉丸^{イキキマ}が作也。白崎。三名、

郡由良^{ユラ}崎。黒牛潟等の歌と共に六首一処にあり。諸書に

風莫の浜紀伊国と有。然共今尋ぬるになし。案するに瀬

戸^セ庄瀬戸村の北十二三町計海浜に綱しらすと云村あり。

此^レ処風莫の浜也。つなしらすと云名。風莫の道理に相

叶^ヒたる也^ニ云々

『故実』○印有。付箋。元稿を抹消。

「元稿」紀州の名所也

○風なきの浜の白浪いたつらに爰によりくる見る人なし
に

2才8行目 ▲はやくも紀路の関越て

『故実』 「紀の路」の「の」を朱にてミセケチ。

2才11行目 是も都かといへるは仁徳天皇の皇居の旧址を

いへり 日本紀云 元年春正月丁丑朔己卯大鷦鷯^ニ尊即^ニ

天皇位^ニ都^ニ難波^ニ是^レ謂^ニ高津宮^ト矣 今案 摂州東生

郡高津^ニ神社は比売古曾神也 日本紀及延喜式に撰津国

比売古曾神社と載るは当社の御事也 然るを以^テ当社^ト

為^ニ仁徳天皇^ト者非也 或云 高津社所^レ祭^ル比売古曾^ト

神^{ナリ} 本名^ニ下照姫命^ト 大己貴命^ト 女^ニ始^テ乘^リ天^ノ磐

船^ニ降^リ 于此^ニ 仁徳天皇慕^ニ 其^ノ旧跡^ト遷^リ 都^ト於此^ニ

号^ニ高津宮^ト矣 仁徳帝御製に

飛かけるあまの岩舟尋てそ高津の里に宮作りけり

当社昔は在^リ農人橋^ト 広小路^ト之^ニ辺^ニ 天正年中秀吉公築^ク

城^ト時移^ス今^ノ之^ニ処^ニ 亦^カ上^カ難波博勞町稻荷神社あり。所^レ祭

蒼稻鬼。午頭天王。仁徳天皇。此社も昔農人橋^ト東^ニに

ありて天正年中に被^ル移^ス今^ノ地^ニ 此^レ社の本の地を世に

仁徳天皇の旧址といへ共 仁徳の御製等による時は高津

社の旧地を仁徳の皇居の跡とするがよろしき歟

『故実』○印有。付箋。元稿を抹消。

「元稿」撰州西成郡西高津村に仁徳天皇の社あり。此社地を指て皇居の地といへり。日本紀云元年春正月丁丑

朔己卯大鷦鷯尊即天皇位二都難波一是謂高津宮一矣

○夫木おほさき高津の宮は雨ふれとつかれぬ事を民そ悦ぶ 国隆

4ウ8行目 明月記云元久元年長柄橋々柱朽残木被レ作

二文台一是院御物也今日始被レ出二和哥所一矣

『故実』○印有。付箋。

5才2行目 新葉集序云浜千鳥の跡たゆる事なく。天長く地久しくて。神代の風遙に仰がざらめかもと云々

『故実』○印有。付箋。

8才8行目 ▲御即位 花筐に注す

『故実』墨書書込。

11才10行目 長嘯子玄旨法印をいためる詞云和歌の浦にしてひろへる玉の数／＼はや／＼ちはこにも過ぬらんかしと云々

『故実』△印有。付箋。

11ウ1行目 羊白集。秋の野に千箱の玉をなけ捨てとる人なし

にみゆる白露

『故実』○印有。付箋。

12才5行目 体源抄云抑此曲は唐太宗皇帝の御製作也。一

説合管青と云人造レ之而皇帝同時に渡レ之云々或書

云合管青と云人造レ之(造レ之)大國の法にて春宮の立給フ日は春宮殿大楽管に此曲を奏せは必鶯と云鳥来り

集りて百轉をなす。此朝にもさるためし侍る興福寺の僧円憲得業と申ける人は僧の身なりけれ共管絃の道無双

なりければ天下にゆるされたりけり。春の朝には住房淨

明院のまかきの竹に向て此曲を吹給ひければ鶯来て集る笛の音と同じやうに轉侍ける。まして唐國の事はさこそ侍りけめと面白く侍り云々 仁明天皇御宇承和十二年正月九日清涼殿にして尾張浜主生年百十五歳の時

此曲をまふ又一首和歌を奏す

／＼春毎にも色鳥のさへ(え)つりて今年は千代とまひ

そかなつる

天皇御感ありて天長宝寿樂と始て名付之 今の春鶯

轉これなりと云々

『故実』△印有。付箋。

13才1行目 趙師雄と云者羅浮と云処に遷て日暮て松林の酒肆の旁に見ニ一美女一淡妝(ウスケサウ)素服して出

て迎フ 共に語るに。芳香ハツキヤウ薫る。酒家を扣て共に飲ム 師雄
酔て寝たり。醒て見れば大梅花下ダイメイカにあり 月落鳥啼ツキノコトて惆
帳テウとし還るマシ已上イジョウ竜城録

『故実』○印有。付箋。

13ウ3行目 姓氏録云 王仁は漢 高帝の後鸞王より出る云々

王仁つゝに日本にとまり。年経て卒す。河内 国交野

郡津田の新田に王仁の墓有。又 泉州境の東蓼が池の辺に

王仁の社あり

『故実』印なし。付箋。

14才5行目 後果して一男子を生す。

『故実』「子」朱書挿入。

14ウ6行目 広博物志云 伯益始 相獸 周 史佚始 相人 矣

『故実』○印有。付箋。

14ウ7行目 和名類聚抄云 史記云 長安 中有 相工 田文

者 一 相工 俗云 相人 矣

『故実』△印有。付箋。

15才5行目 御代の鏡とは君の政のあきらかなるを云也

『故実』朱書書込。

15才10行目 続雪玉集。いさきよき君か心の濁なき御代の鏡の

こやの池水 藤原実隆

『故実』○印有。付箋。

16才2行目 古今実枝抄云 此歌は昌泰二年十二月の立春に
よみ給ひける中山 右大臣長平の御歌也云々

『故実』○印有。付箋。

17才7行目 体源抄云 秋風楽 中曲新楽 此 曲弘仁天皇行

幸 南池院 之時常世乙魚依勅作 此曲 樂者大戸清

上制 作之云云 秋風 辞有二文選 樂詞是 也 可秘

之云々

『故実』△印有。付箋。元稿を削除。

「元稿」倭名類聚抄云 古老伝云 弘仁天皇幸 南池院 之

日初 奏 此 曲 矣

17ウ1行目 体源抄云 採桑老 中曲古楽 唐 作 採桑 子 其

躰老人 携杖 着 紫浅福 微々 行 身 体 如 不

堪 云 多 資 忠 被 討 時 此 曲 絶 畢 近 方 所 被 習

写 也 其 後 天 承 元 年 朝 覲 行 幸 始 近 方 舞 蒙 勸 賞

即 任 右 近 将 監 云々

『故実』○印有。付箋。

17ウ5行目 蟬丸に注す

『故実』墨書書込。元稿を削除。

「元稿」拾芥抄云 拔頭 乞食調 也 矣

17ウ6行目 富士(×) 太鼓に注す

『故実』朱書書込。元稿を削除。

「元稿」源氏橋姫卷云 雲かくれたりつる月の。依にいと
あかくさし出たれば。扇ならてこれしても月はまねきつ
へかりけりと云々。岷江入楚云舞に入日をかへす手あり
と云々 淮南子曰魯陽公与韓戰 日暮援戈摩之日
退 三舍 矣

草根。穂に出る尾花乱れて遠方の入日をまねく野辺の秋風

白楽天 『故実』なし。

呉服 『故実』第十五冊ノ六。

7才3行目 ※「盛衰記云」の末尾

『故実』「一」朱記号有。改行の指示か。

11才2行目 菓子抄云 小車の錦は御代に一度伊勢の御帳に

参る錦也 紺地（紺地）也云々

『故実』○印有。付箋。

12ウ8行目 九穴の玉をつなくへしと。

『故実』「の」朱書挿入。

蟻通 『故実』第五冊ノ四。

4才2行目 続日本紀云 神亀元年十月幸紀伊国 詔曰
登山望海 此間最好 不 勞 遠行 足以遊覽

故 改 弱 浜 名 曰 明 光 浦 宜 置 戸 守 勿 令
荒穢 春秋 二時 遣 官 人 奠 祭 玉 津 嶋 之 神 明
光 浦 之 靈 矣

『故実』○印有。付箋。

5ウ4行目 ▲夜の関戸のあけくれに 関戸村は紀州海部郡
吹上の浜のつゞき也。私云明くれのくの字。清はよろし
からず 清時は明暮の義也。濁る時は暁の義也。夜明ん
とする時。しばらくくらくなるをあけぐれと云也。委く
夕顔に注す。夜の関戸とつゞけたるも明方の義也。依て
明ぐれ濁りて然るへし

『故実』印なし。付箋。元稿を抹消。

「元稿」△関戸 紀州の関を云也。宗祇名所集云紀 関と云
所は高野とかぶるとの中間にありと云。一説蟻との渡と
云所也と云々

6才4行目 ぐ如何すへきと云筈を。ぐい如何といふはよろ
しからず。ぐとは虞氏を云也 いの字を一字そへたる事
いふかし 但うたひにくきゆへに云歟

『故実』○印有。付箋。

8才1行目 考ふるに事林広記及 翰墨全書等には烟寺 晚鐘
とあり

『故実』○印有。付箋。

9ウ10行目 諸寺の門の傍カマヘラに下馬及下乗ヒを立る事。その

始めいまた不ス考 下馬下乗同し義也。西域記云仏在ニ靈鷲山ニ説ニ妙法ニ中路ニ有ニ二卒都婆ニ一 謂ニ下乗ニ一 謂ニ退凡ニ一 矣 下乗は西域より始ると見えたり

『故実』○印有。付箋。

10ウ8行目 此うたひには玉津嶋にまいると作る也

『故実』この箇所〇印有。付箋消失のため、本文は未確認。

11ウ3行目 あめつちはしまりける時よりとは二神あな

へやの詞をいへり 下照姫の歌はあもなるやおとたなはたのうなさせる下畧の歌をいへり そさのおの歌は八雲たつの詠也 是歌の始メ(め)也

『故実』○印有。付箋。

12ウ7行目 采雅抄云古今第十九雜躰、部の注にざつたいとよむ人あれど。猶さつていとよむべき也 風躰の故なり云々

『故実』○印有。付箋。

13ウ9行目 是は旧国を思ふ事をいへり かやうの鳥獸の心も更に人間にかはらすと也

『故実』○印有。付箋。

13ウ10行目 平治物語云越鳥南枝に巢をかけ胡馬北風にいはへけるも生土を思ふ故そかし上下畧

『故実』△印有。付箋。

15ウ1行目 枯杭集云五人の神楽男は。五智、如来をかたてる也。八人の八乙女は。八相成道の徳をあらはせり。太鼓コツ、ミは生死の夢をさますと云々

『故実』○印有。付箋。

16オ7行目 私云旅立空にいそくなりといひたきもの也立帰るといへは玉津嶋に参らすして都へ帰りしやうに聞て悪し

『故実』○印有。付箋。

謡曲拾葉抄 版本第三冊

賀茂 『故実』なし。

竹生嶋 『故実』第十一冊ノ五。

1ウ4行目 魚進集ナリ之処也

『故実』「集」朱書挿入。

3オ3行目 日吉百首。目にしたて、誰か見さらん竹生嶋浪にうつろふあけの玉垣 隆祐

『故実』○印有。付箋消失のため、本文は未確認。

4ウ4行目 今津と佐和山の間最モトモト 広し。『故実』「の」朱書挿入。

5ウ9行目 内侍所千首和歌、時しらぬ高根も今やかすむらん都

のふしは雪も残らず日野大納言

『故実』○印有。付箋。

忠度 『故実』第十三冊ノ一。

1ウ10行目 忠度百首此歌の詞書にためなり歌合に古郷の

花をと有

『故実』印なし。付箋。

2オ7行目 又みかきか原につむせりのと有。

『故実』「の」朱書挿入。

2ウ9行目 今上鳥羽村の南道路の東に有リ小岡キ

『故実』「に」朱書挿入。

4ウ4行目 有馬山は撰州有馬郡也 温泉は在リ山口庄ニ

或云 風土記云 有馬郡有ニ塩原山一 山間有ニ塩湯一

因テ以テ為レ名ト矣 欽明天皇三年温泉始テ涌出ス 同九月帝

行幸アリ 後孝徳亦タ行幸シ 日本紀文畧

千。珍しきみゆきをみわの神ならはしるし有馬の出湯成

へし資賢

当山に三輪神社ある故にかくよめり

『故実』○印有。付箋。ただし、和歌の箇所は「■(判読不能)。

珍しきみゆきをみわの神ならはしるし」。元稿を抹消。

「元稿」撰州有馬郡也。羅山文集云 温湯、記云撰州有馬、

郡山口、莊之温泉。未詳ニ其始一 舒明天皇三年秋九月

行幸于此下畧

千。珍しきみゆきをみわの神ならはしるし有馬の出湯成

へし資賢

7オ3行目 薩摩守とはしりてけれど云々。

『故実』「は」朱書訂正。元は「て」。

10オ10行目 左京、太夫頭輔

『故実』「太夫」朱書挿入。

13オ8行目 枕草子云ほそやかにきよけなる。

『故実』「け」朱書挿入。

兼平 『故実』第八冊ノ五。

1ウ5行目 国造本紀云 科野、国造、瑞籬朝、御世神八井

耳命、孫建(建)五百建、命定賜、国造

『故実』○印有。付箋。

3オ1行目 一書云 推古天皇二十年百济国 来人中畧

巧ニ懸ニ長橋一遣ニ于諸国ニ懸ニ三河八脛一長橋。水内

曲橋。木襲、梯橋。遠江、浜名、橋。会津、閼川、橋。兜岩、

猿橋。等百八十橋、往還、通路無シ惱ミ矣

『故実』印なし。付箋。

3才6行目 ▲名にしおふ 江口に注す

『故実』墨書書込。

3才8行目 山田矢橋は二所にあり何れも東近江也。粟津の

向也。打出より乗船して渡れば山田の渡りはちかし。矢

橋の渡りは五十町斗也。両所の間十町也

親長卿記云矢馳と書。新撰歌枕には矢波瀬八橋と書太

平記廿一卷云 或は漫々たる湖上に山田矢早瀬の渡し舟

の棹さす人もあり云々

『故実』○印有。付箋。「新撰歌枕には矢波瀬八橋と書」は

付箋の行間に朱書。

4才5行目 ▲船をはいかて惜むへきとく／＼召れ候へ

とく／＼召れとはとくと舟にのり給へと也

伝灯録曰 達磨遥 觀 此土有大乗 根器 遂泛海

得々 而來 単 伝 心印 矣 五代史云僧貫休入蜀上

王建 詩曰 一瓶一鉢垂々 老万水千山得々 休矣

東坡集十四云知 多情 得々 來矣

『故実』△船をはいかて惜むへきとく／＼召れ候へ」を墨

書書込、その後に○印有。付箋。

9才5行目 但此謡に唐土天台山と四明山と一所のやうに作

るはあやまり成へし

『故実』朱書書込。元稿の「天台山は春日竜神に注す。震旦

は百万に記す」を抹消。但し、この内容は「世伝天竺の

靈鷲山は」の前（版本9ウ4行目に相当）の余白に墨書

書込。

12才3行目 河海抄云 延暦七年伝教大師建立之 本尊藥

師如来御長五尺五寸大師造立之 其以後梵天帝尺四天

王忠仁公。日光月光菩薩宇治関白。十二神将 御堂 関白

被造副之 矣

『故実』○印なし。付箋。元稿「本尊は伝教自作の薬師如来。

御長五尺五寸。」を抹消。

12才11行目 ▲大宮の御在所波止土濃 大宮権現御座所を

波止土濃と号す。大宮権現は上に記す。太平記十八云此

波忽に一葉の葦の海中に浮（以上、第一紙）へるにそ留

りにける。此葦の葉果して一の嶋となる。今比叡山の麓

大宮権現垂跡 給ふ波止土濃也。是故に波止 土濃

也とは書る成へし云々 委く白鬚に注す

。はしとのゝまさの板橋石橋につゝきて登る山そかしこ

き 祝部成仲

新撰歌枕云 抑伝教大師叡山を建立させ給ひて後。さても

我山の守護神にはいつれの神をか可奉請とありける

が。何とかおぼし召けん。地神二代の神。三輪の明神を

とおほしつゝ。彼社に参て請じ奉らせ給ふに。明神

云其山に杉生たらば。我影向としろしめせと約諾おはしましけり。其後無レ程小比叡の杉生たり。やかて明神唐崎の一松の陰に來りて住給ひ。琴の御たちの許に立寄リて宿をからせ給ひて。一夜を明シて舟をさゝせて東坂本三河の川上波止土濃といふ所へいたり給ふ時。一宮地去ていれ奉らる今の大宮権現是也。仍而大宮と三輪と一鉢にて渡らせ給ふ御神也といへり。

我國を守るは神のしるし哉小ひえの杉や三輪の山本
(第三紙)

▲有難や一切衆生悉有仏性如来と聞時は我等か身迄も頼もしう社候へ。是は涅槃經の文也。委く白鬚に出たり。一切衆生に悉有仏性と云文にて我等が身迄も頼もしう候へといへり(第二紙)

『故実』印なし。元稿を抹消して付箋三紙。第一紙は「△大宮の御在所」から「海中に浮」まで、第二紙は「へるにそ留りにける」から第三紙相当箇所○印を付し、「頼もしう候へといへり」まで、第三紙は「新撰譚枕云」から「三輪の山本」まで。

「元稿」△大宮の御在所波止土濃 大宮権現は上に記す。波止土濃とは一の浪止所を云也。山王権現垂跡の所也。台従家説云于レ時見大海一聞波浪有梵音一积尊従三浪

所一留止一來三日本国一其波止一蘆一浮二海上二蘆化一為二一嶋一謂二之波止土濃一今比叡山下大宮権現垂跡之地是也矣

○はしとのまきの板橋石橋につまきて登る山ぞかしこ
き 祝部成仲

△一切衆生悉有仏性如来と聞時は 是は涅槃經の文也。右に記する処の波浪に梵音あるを聞とは此文の事也。白

髭に出たり
14才6行目 「止観曰法性寂前……」の前。

『故実』元稿を抹消

「元稿」起信論曰所レ言止者謂止二一切境界相一隨二順奢摩佗觀ニ義故所レ言觀者分二別因縁生滅相一隨二順毘鉢舍那觀ニ義故ニト矣

15才4行目 止観五曰夫一心具二十法界一法界又具ニ十法界一十法界一界具ニ三十種世間一十法界即具ニ三千種世間一此三千在二一念心一若無レ心而巳介尔有レ心即具ニ三千一亦不レ言二一念在前一切法在レ後亦不レ言二一切法在前一心在レ後例 如二八相遷一遷物物在二相前物不レ被遷相在二物後一亦不レ被遷前亦不可後亦不可 只物論ニ相遷一只相遷 論物今心亦如是 若従二一心一生二一切法一

者此則是縦 若心一時含^ニ一切法^一者此則是
横 縦亦^モ不可^{ナリ} 横亦^モ不可^{ナリ} 只心是一切法 一切
法是心 故非^ス縦 非^ス横 非^ス一 非^ス異 玄妙深絶^ナ
非^レ識^ノ所^レ識^ニ非^ス言^ノ所^レ言^ニ所以^レ称^ニ 為^ニ不可思議
境^一在意^ニ於此^一矣

『故実』○印有。元稿を抹消して付箋。

「元稿」止観第五曰夫 一心具^ニ十法界^一 一法界^ニ又具^ニ十法
界^一 百法界^一 一界具^ニ三十種^一 世間^ニ百法界^一 即具^ニ三千種^一
世間^一 此三千在^ニ一念心^一 若無^レ心^ニ而曰^ニ介尔有^レ心^一 即具^ニ
三千^一矣 一念三千の法門は愚筆に述べたし依て止^ム筆^ヲ

16才2行目 ▲月の横川もみえたりや 横川は江州の内也
本宮より北十八町のほれば横川楞巖院也 堂は南向なり
横川といへ共川はなし

『故実』「△月の横川もみえたりや」と書込。○印有。付箋。
16ウ3行目 ▲昔なからの山桜は忠度^ニに注す

『故実』元稿「しば／＼は屢と書是も忠度に出たり」を抹消。
16ウ4行目 ▲柴舟のしは／＼も 説文曰屢^ハ数^{ナリト}也矣

孟津抄云しは／＼は細々也と云々。菓子抄云しは／＼は
数の字也 しけき心也云々 知頭抄云ものゝしげきをは
しは／＼と云也。鳥などのおほく鳴をしは鳥なくと云。
又舟などの一二艘たま／＼出たるをはをぶねと云。おほ

くこきつらねたるをは。しば舟と云。人の目などをはや
くたゝくをは。しばたゝきすると云也。此レ等皆しけき
事につかふ詞也云々
『故実』「△柴舟のしは／＼も」を朱書込。○印有。以下は
付箋。

17ウ4行目 ▲おろかと尋給ふ物哉 御身是迄来り給ふも我^カ

なき跡をとはん為の御志にてましますや
此僧木曾殿粟津か原にて果給ひたるその跡をとふらはん
とて来りしに 兼平ゆうれい出て此僧に向ていふやうわ
かなき跡をとはん為の御心さしにてましますやと云事
不埒也 又次に所は爰そ我よりも主君の御跡をまづ弔ひ
てたひ給へと云事 是又勿論也 僧の心さしは木曾殿を弔
らはんとてなれはいふに不^レ及

『故実』「△おろかと尋給ふ物哉御身是迄来り給ふも我^カなき
跡をとはん為の御志にてましますや」を書込。○印有。
以下は付箋。

19ウ7行目 駒牽は貞観の比よりはしめらるゝ由公事根源
に見えたり

『故実』○印有。付箋。

実盛 『故実』第一冊ノ四。

1才2行目 或云 実盛は田村將軍後胤齋藤太郎実直が子ナリ

也 初めの名は河合 太郎大夫助房と云。後助房を改め齋藤一郎大夫実盛と号す。実盛武勇の誉ある故に小松重盛殊更頼みおもはれて関東と和睦あるへき媒となされ。武蔵国武庫の別当となり長井 郷に居住しけり云々

准 后親房 記云 昔 日本武 尊東夷征伐 之時立 置 武庫 干武蔵国 四藤 輩衛 之 清盛以 齋藤実盛 為 武庫 別当 一加 四藤 或説云実盛は齋藤実方が子。本姓

は在原氏。越前 国坂北郡 人 旧跡今在 丸岡 一本六条判官為義 家人也云々

『故実』○印有。付箋。元稿を抹消。

「元稿」長井 齋藤別当実盛は大織冠 御末藤原利仁將軍 九代 後胤。齋藤実方 子也 一本齋藤太実直カ子 本姓 在原氏居 住 武蔵 長井 一本は六条判官為義 家人 也 或云実盛 是越前 国坂北郡 人 旧跡今在 丸岡 云々

4ウ8行目 。たのもしな西にはるけくきく国もこゝを去事

遠からぬ身は 通茂

『故実』○印有。付箋。

5ウ11行目 新葉集序云老の幸望にこへ(え) 喜の涙袂に あまれり云々

『故実』○印有。付箋。元稿を削除。

「元稿」是は新葉集の序の詞也

7才7行目 篠原の池は橘の宿より二里あまり東也。北国の海道也 篠原は安宅に注す

『故実』○印有。付箋。

7ウ5行目 魂魄の二字は共にたましゐるとよめり 魂は父よりうけたましゐ也 魄は母よりうけたましゐ也 魂は天也陽也 魄は地也陰也

『故実』○印有。付箋。

9才3行目 往生要集云 永越 過 苦海 初 往 生 淨土 爾時 歡喜 心不 可 以 言 宣 矣

『故実』○印有。付箋。但し、六丁前(版本3才に相当)に

あり。

9才8行目 往生要集云 处 是 不退 永 免 三途八難 之畏 一 寿 亦無量 終 無 生老病死 之苦 矣

『故実』○印有。付箋。

10ウ2行目 帰命本願抄云 善導大師の南無者 即是 帰命との給へるも。南無といふはたすけ給へと云詞と釈する也。その詞のしたに三心あるへければ。亦是 發願 廻向 之義共云成へし。阿弥陀仏者 即是 其 行はたすけ 給ふへき本願の名号なれば也。しかれば南無阿弥陀仏となふるは。たすけ給へ阿弥陀仏といふ詞也。いふこと

はに思ふ心はあらはるゝ故（ゆへ）に。南無阿弥陀仏となふる詞にたすけ給へ阿弥陀仏とおもふ心ありとしたり。これによりて十声仏を念すれば。十願十行ありといへり。以_レ此_レ義_ヲ故_ニ必_ズ得_ル往_ニ生_トとの給へは。たのもしかるへき事ぞかし_ト云々

『故実』○印有。付箋。

11才9行目 心の池と云も池の心と云も同じ義也 謡には心の池と池のいひと二つを兼ていへり

白氏文集云 楼額題_ニ 鸚鵡_一池心_ニ 浴_ニ 鳳凰_一矣

朗詠集云 物部_ノ 安興_ノ 詩_ニ 苔生_ニ 石面_ニ 輕衣_ニ 短_ニ 荷出_ニ 池心_一 小蓋疎_一 矣 注云池心_ハ池底_{ナリ} 也 如_ニ 潭心_一 矣

桐壺ノ卷云 山のたゝすまひおもしろき所なるを。池の心ひろくしなして。めてたくつくりのゝしる_ト云々 岷江云 池の心とは。池のまん中の心に（も）あり_ト云々

池のい井とは匠材集云 堤_ヲをつきて水を通す穴也と云々

倭名抄云 械_トと書 淮南子云 决_レ塘_レ 發_レ 械_一 矣

許慎_ニ云_ハ 所_ニ以_テ 通_ニ 陂_一 賣_一 矣

壬生_ニ品_一 行_ニ多_クなく詠むる空も広沢の池の心にすめる月哉

後撰。小山田の苗代水はたへぬ共心の池のいひははなたし

『故実』○印有。付箋。元稿を抹消。

「元稿」匠在集云池のい井とは堤_ヲをつきて水を通す穴也

と云々 械_トと書 淮南子曰 决_レ塘_レ 發_レ 械_一 矣 許慎_ニ云_ハ 所_ニ以_テ 通_ニ 陂_一 賣_一 矣

後撰。小山田の苗代水はたえぬ共心の池の（「池の」朱書補入）いひははなたし

14才8行目 劉禹錫_カ云 近来年少輕_ニ 前輩_一 娉_下 染_ニ 髭鬚_一 作_中 後生_上 矣

『故実』○印有。付箋。

17才3行目 ▲あつはれおのれは日本一の剛の者とくんであつよとて鞍の前輪におしつけて

平家物語云日本一の剛の者とくんであつよなうれとて鞍の前輪におしつけて_{上下} くんてうとは軍争ひの義也。平家物語にくんてうすよとあるを此_レ 謡にくんてうつよといへり。すをつとあやまりたる歟 又は軍争ひに つよきといへる義 歟 尋ぬへし 但_レ 平家物語の説可_レ 然 くんてうすよはくんてうするよと云義也 するよのるの字を畧してすよといへり。盛長私記云 日本一の剛の者と組_レ であつよとて我_カ 乗_ル たる鞍の前輪に押付_{上下} 此説は一向よろしからず

武備志云 軍諍_レ 尽_レ 備_一 矣 孫子曰 軍争_ノ 之難_ハ 者_ハ 以_テ 迂_レ 為_レ 直_一 矣 平家物語になうれと云詞はむかしは言葉の跡になうれといへり。今も言葉の跡につけてなうと云

者あり。此たくひ也。なうれの沙汰此処へ出あはぬ事なれ共平家物語にあるにより書レ之。

『故実』○印有。付箋。元稿を削除。

「元稿」△あつはれ己は日本一の剛の者と軍諍づよとて平家物語にぐんでうつよなうれと有。なうれと云は北国方の国郷談也。詞の跡に付て云也。盛長私記云己は日本一の剛の者と組でうつよとて我乗たる鞍の前輪に押付。些とも働かさず首搔切て捨てけり云々。私云軍諍つよとは軍あらそひにつよきを云也。武備志云軍諍尽備矣。孫子曰軍争之難者以迂為直矣。

版本第四冊

養老 『故実』第五冊ノ二。

1才7行目 昔聞後漢光武時 醴泉出飲之者痼疾平癒

『故実』 「餘」を「飲」と朱書訂正。

3才3行目 続日本紀に美濃国当耆郡多度山美泉と有。

『故実』 「山」を朱書挿入。

4ウ6行目 古今夷枝抄云 老の坂はゆくにしたかふて苦しき故に坂にたとふ。

『故実』 「坂に」を朱書挿入。

5ウ9行目 見そなはずとは御覽する也。

『故実』 「只見る也」を「御覽する也」と朱書訂正。

6才5行目 爰は只老を忘るゝと斗の諷詞にて。わすれ水とつゝけたり

『故実』 「水」を朱書挿入。

7ウ8行目 晋書及事文類聚に委く見えたり

『故実』 「及事文類聚」を墨書挿入。

9才1行目 懷帝亦会ニ天淵池一賦詩

『故実』 「会ニ」を朱書挿入。

10才11行目 私云太平記に慈童は彭祖を云とあれ共別人成へし

『故実』○印有。付箋。

紅葉狩 『故実』第五冊ノ三。

1才2行目 桓武天皇八代之孫。從五位下。鎮守府將軍平維茂上総守兼忠子。陸奥守繁盛孫也。一条院御宇人。数度有戰勲。故至將軍。俗呼曰余五將軍。曾在奥州。為藤原諸任被攻殆死。幸得免。而遂殺諸任。其威振東北矣。且又仏道に心さし深くしてやさしき人也。今昔物語云平維茂と云者有り。此は丹波守平貞盛と云ける兵の弟に。武蔵守重盛

と云者の子。上総守兼忠が太郎也。其を曾祖伯父貞盛が甥并に甥が子などを。皆取集て養子にしけるに。此維茂は中にも年若かりければ。十五郎に立て。養子にしければ。字を余五君とは云ける也。下略。或云近江ノ国余五の湖辺に暫栖給ふ。因之号ニ余五將軍一後登二天台山一聴レ法云々

世伝平、惟茂一年信州戸隠山に入て。斬二妖鬼一と云事旧記に見えたり。是等の義にもとづきて此唄を作るなるへし

『故実』○印有。付箋消失のため、本文は未確認。元稿を抹消。「書拔ノ内余五事アリ書入可申候」と朱書。

「元稿」桓武天皇八代、之孫。從五位下。鎮守府將軍平維茂、陸奥守繁盛子。前將軍貞盛甥也。一条院御宇。人。数度有ニ戰勲、故至ニ將軍一俗呼曰ニ余五將軍一曾在ニ奥州一為ニ藤原、諸任一被レ攻殆、死、幸得ニ免而遂殺ニ諸任一其威振ニ東北一且又仏道に心さし深くしてやさしき人也。或云近江国余五の湖辺に暫栖給ふ。因之号ニ余五將軍一後登二天台山一聴レ法云々

世伝平、惟茂一年信州戸隠山に入て。斬二妖鬼一と云事旧記に見えたり。是等の義にもとづきて此唄を作るなるへし

3才6行目 三才図会云 寨柵排^{シカフミツラネテ}木障^{ヨサハヘル}水也 若^{カタニ}溪岸
深田一在^ニ高^キ処^ニ水不^ニ能^ク及^一 則溪上流^ニ作^リ柵^ヲ過^レ水
使^シ之^ヲ旁^ニ出^サ 下^ソ漑^キ 以^テ及^ニ田^ノ所^ニ矣^{シム}

『故実』○印有。付箋。

田村 『故実』なし。

志賀 『故実』第七冊ノ三。

2ウ10行目 私云賤き草刈童の笛吹を牧笛と云。然るを世にとねりのやうなる姿のよき装束を着し。牛にのりて笛を吹。是を牧笛の図とするはあやまり也。又此童をさんろ殿といへり。是又いふかし。按するに 是は齊名が句に山路日暮^ス 満^ル耳^ノ者^ハ 樵歌^ヲ牧笛^ノ 之声^ト有^リを取てさんろ殿と名つけたる歟

『故実』○印有。付箋消失のため、本文は未確認。

4才6行目 頗^{ムル}有^テ逸興^{イダウキ}而^{シテ}躰甚^{タイシ}鄙^{シト} 如^シ田夫^ノ之息^{イコフカ}ニ花^ニ前^ニ也^イ

『故実』「息^{イコフカ}ニ」を朱書挿入。

4才7行目 たきゝをおへる山人の薪のおもさに。

『故実』「を」を朱書挿入。

5才7行目 我^レ觀^ル一切^ヲ普^ク皆^ク平等^ニなりと。

『故実』「此」を「皆」に朱書訂正。

6ウ10行目 同序云今の世中色につき人の心花になりけるより。あたる歌。はかなき事のみ出くればト云々

『故実』「この文の後に墨減箇所あり。欄外に貼紙」●*より*よりおち申候」

7才5行目 古今秘抄云…

『故実』該当箇所の頭に墨減箇所あり。

8才8行目 和歌六義抄云…

『故実』該当箇所の頭に貼紙「是之老丁よりおち申候」と墨書。

10才5行目 花そのゝ里。辛崎の松。

『故実』「花そのゝ里」の前に記載した「志賀の山越。」を

抹消。「しかの山越前に出たり是を除き可申候」の朱書

付箋有。

頼政 『故実』第十二冊ノ一。

4ウ9行目 或抄云 神代ノ巻に天熊人アマクマヒトくまは雲也。天ノ村雲、

命同徳也。あまくもの稲荷といへるも。是より始る也云々

『故実』なし。ただし、「△あま雲の伊奈利の社ふしおかみ」

の直後に「△印」と墨書。欄外にも「△」と墨書あり。

6才1行目 新撰歌枕に狭サハ鱒ハヅと書

『故実』「新撰歌枕に」と朱書挿入。「狭サハ鱒ハヅと」の「と」は

「共」を朱書訂正。

7ウ4行目 王梅溪カ全集曰住近ケレハ 孔堂ニ蛙呼モ子曰ツ矣

『故実』○印有。付箋。

8才7行目 私云 大事の事を御尋ありといへるを按するに

或書に百人一首の内五ケの秘歌有 喜撰か歌も五ケの秘

歌の内也 此等の儀に依てかくいへるか尋ぬへし

『故実』印なし。付箋。

9ウ3行目 長門本云 平等院の良の角橋の小嶋か崎より佐

々木四郎高綱と梶原源太景季とはもとよりいとむ敵な

れは 我先にと「騎引かけ」出来たり

『故実』本紙の上に三字分程度の付箋を継ぎ足す。傍線部は

継紙に記された分、残りは本紙余白に書き込む。

9ウ7行目 土人云 橋姫社辺ツ今小嶋ト云

『故実』墨書書込。

10才2行目 御法を説し寺とは恵心院を云也 朝日山恵心

院 本名ニ竜泉寺ト 在ニ宇治橋ノ東朝日山ノ麓ニ 本尊薬師

弘法大師ニ摸テ唐ノ青竜寺ヲ創シ建ツ当寺ヲ号ス竜泉寺ト 真言

靈場 也 後 台岳恵心ニ僧都来ニ住 於此ニ説ク法ヲ 改

称ニ恵心院ト

『故実』○印有。付箋。元稿を抹消。

「元稿」恵心院を云也。宇治橋の東。朝日山の麓ノにあり。

本尊は薬師也。恵心、僧都説法の道場也。昔は天台也しが中興真言宗也

11才6行目 平等院は在ニ宇治橋、南ニ号ニ朝日山ト本尊、阿弥陀定朝之作也。寺記云此堂移ニ漢例ニ両楼ヲ為レ翅、後廊ヲ為レ尾、棟ニ鍬金鳳凰雌雄居之ニ随レ風舞、故曰ニ鳳凰堂ト矣

縁起云 本尊ハ定朝 円光、中ノ梵字ハ醍醐寺ノ成尊僧都色紙形堀川、左府俊房 四壁并ニ扉浄土九品ノ図、絵所、長者為成、矣。歴代編年集成云 永承七年三月廿八日関白左大臣以ニ宇治、別業ヲ為ニ仏寺ト 平等院奉ニ供養ニ矣

伊呂波字類抄云 永承七年供養五間四面 東面中尊大日矣
『故実』○印有。「寺記云：・長者為成、矣」が付箋。元稿「平等院は在ニ宇治橋、南ニ」の次に「ケシソコナヒ」と墨書して「号ニ朝日山ト本尊、阿弥陀定朝之作也」を墨滅して末尾に「是迄」と墨書。「堂、形象ニ鳳凰ニ依、曰ニ鳳凰堂ト」を朱滅して「是ハケシ可申候」と墨書。付箋箇所に続いて、「歴代編年集成云永承七年三月廿八日関白左大臣以ニ宇治、別業ヲ為ニ仏寺ト 平等院奉ニ供養ニ矣」、さらに「伊呂波字類抄云」の次「左大臣頼通御年六十一改ニ宇治、別業ヲ為レ寺ト」を朱滅して「永承七年供養」と墨書訂正し、「五間四面東面中尊大日東向、矣」とし、「東向」

を朱滅。「東面」は墨書挿入。

12才4行目 今漁人の栖となる

『故実』墨書「△印」を付して墨書挿入。

12才5行目 扇、芝の傍に最勝院と云寺有。本尊十一面。定朝の作也。土人釣殿の観音と云。釣殿の旧跡にちかくまします故に釣殿観音と云歟

『故実』○印有。別に墨書「□印」有。付箋。

12ウ5行目 宇治平等院にて頼政か扇の芝とかやの花を見

て
『故実』墨書「△印」を付して、欄外に墨書書込。

13才6行目 新拾○年を経て恋渡身のくるしさを哀れと思へ

宇治の橋守 実継

『故実』「と」朱書挿入

15ウ4行目 和名抄云 魚、白、小魚、名似、鮎、而長、一二寸、者、也、矣

『故実』○印有。付箋。

16才3行目 為家歌合。家は出ぬ何かなにはのかたつふり津の

国ありと身を頼らん 為頭

『故実』「を」朱書挿入。

18才8行目 有職懐中抄云 宮とは天子の位にも即せ給はす。又、親王の宣旨も蒙り給はぬは悉く宮と申也。又、皇

子諸王共云。一の宮二の宮なと申也ト云々

『故実』○印有。付箋。

19才5行目 白旗は風袋一文字紅色也

『故実』この一文なし。印なし。付箋なし。弓矢幡にある付箋が該当するか。

19ウ8行目 但或説に筒井ノ淨妙 同 明秀は二人の名也と有

『故実』○印有。付箋。

20ウ8行目 ▲くつばみは屋嶋に注す。むれゐる同断

『故実』「むる」の「る」を「れ」に朱書訂正。

22才2行目 殊に平家物語及ヒ神明鏡にはかなしかりけると有

『故実』「及ヒ神明鏡」を朱書挿入。